

資料① 種苗事業者向け説明（よつぼし品種利用ルール）

「よつぼし」の苗・鉢植え株等を取り扱う種苗事業者の方へ（種苗事業者向け説明）

「よつぼし」は、種子繁殖のイチゴ品種で、持ち運びやすい種子は海外流出のリスクが高く、一方で、従来のイチゴ品種と同様にランナー増殖が容易で、無断増殖を誘発し易いという特徴があります。そのため、他の品種にも増し、育成者権が侵害されないよう、守らなければならないルールを広く知っていただく必要があります。「よつぼし」の種子、苗、鉢植え株等を取り扱う種苗事業者の皆様には、自ら品種育成者権の侵害がないようご留意いただくとともに、種苗等の販売先への周知等に、ご協力ください。

【該当する営業形態の確認】

次のとおり、営業形態によって3つに類別しています。御社が、どの類型に該当するか確認していただいて、それぞれ、当てはまる遵守事項を確認してください。

種苗事業者の営業形態の類別		説明番号
次のいずれかに該当する場合 1. 「よつぼし」の種苗等を販売するため、広告を作成したり、カタログに掲載する（店頭ポップ等の軽微な広告は除く）。 2. インターネット販売する（厳重な販売先確認を要する）。 3. 仕入れた種子を、袋を詰め替えて販売する。 4. 仕入れた種子を、セル苗や鉢苗等に育てて販売する。 5. 仕入れた苗を、鉢苗や鉢植え株等に育てて販売する。		類型 A
類型①に該当せず、既に表示されている「品種表示」のままの商品を単に転売するだけの場合	販売対象に、果実生産者（農業者）や他の種苗事業者が含まれる場合	類型 B
	販売対象が、全て、一般消費者（家庭菜園向け）の場合	類型 C

【類型Aの遵守事項説明】

1. 対象者

次のいずれかに該当する種苗事業者

- (1) 「よつぼし」の種苗等を販売するため、広告を作成したり、カタログに掲載する（店頭ポップ等の軽微な広告は除く）。
- (2) インターネット販売する（厳重な販売先管理を要する）。
- (3) 仕入れた種子を、袋を詰め替えて販売する。
- (4) 仕入れた種子を、セル苗や鉢苗等に育てて販売する。
- (5) 仕入れた苗を、鉢苗や鉢植え株等に育てて販売する。

2. 求められる責務と義務

- (1) 自ら品種育成者権侵害を犯さないこと。
- (2) 品種育成者権が侵害されないよう、種苗の販売先に対し「守らなければならないルール」を伝えること。
- (3) 品種育成者権侵害の事例が発生した際には、育成者の指示に従い、必要な調査に協力すること。

- ＜実施義務 1＞ 「品種表示ルール」に基づき適切な表示を行ってください。 資料②
- ＜実施義務 2＞ 品種表示には、不正な種苗と区別するため、指定の商標ロゴを使用してください。商標ロゴの使用に当たって、適切な手続きを行ってください。 資料③
- ＜実施義務 3＞ 販売先に応じ、資料④「家庭菜園・一般消費者向け説明」や資料⑤「果実生産者・農業者向け説明」を提供してください（これらは品種表示のQRコードでも確認できます。そのことをお伝えいただける場合は、紙面等での提供は必須ではありません）。 資料④、資料⑤
- ＜実施義務 4＞ 育成者権侵害の事例が発生したとき、育成者権者が実施する調査に協力できるよう、種苗の販売先を記録しておいてください。特に、インターネット販売の場合は、厳重に販売先確認を行い、記録保存してください。

3. 研究会入会について

責務・義務を履行し、適切な果実生産がなされるよう、正会員または準会員として入会してください。

種別	要件	入会金	年会費	商標使用料（資料③参照）
正会員	正会員になることを希望する者、及び、「よつぼし」の種子生産事業者	5,000 円	50,000 円	前年(1月1日～12月31日)の「よつぼし」種苗購入実績が、10万株(粒)までは1万株(粒)ごとに5千円、10万株(粒)を超える分は2万株(粒)ごとに5千円として算出した額から商標使用当該年度の年会費を減じた額。ただし、0円を下回らないこととし、年会費と商標使用料の合計額の上限を30万円とする。
準会員	正会員でない種苗事業者(種苗の小売業者を除く)	5,000 円	8,000 円	

継続会員は入会金不要。年会費は令和4年4月1日から適用。

4. その他注意事項

(1) 苗生産を委託するときの注意事項

- ・栄養繁殖（ランナー増殖）の委託は認められません。
- ・委託先に、品種利用に係わる遵守事項を説明してください（①海外持ち出し禁止。②第三者への種苗譲渡禁止。③育成者権者の調査への協力）。
- ・書面による受委託契約を締結し、遵守事項に違反することがないよう委託先に誓約いただくとともに、委託先に違反があった際には、委託元も責任を持って共同して対処することを明記してください。
- ・委託先で生産された種苗は、全量、委託元が引き取ってください。不発芽や枯死株数についても把握するよう努めてください。

【類型Bの遵守事項説明】

1. 対象者：自ら品種表示を行う（類型A）ことがない種苗事業者で、販売対象に果実生産者（農業者）や他の種苗業者が含まれる場合

2. 求められる責務と義務

- (1) 自ら品種育成者権侵害を犯さないこと。
- (2) 品種育成者権が侵害されないよう、種苗の販売先に対し「守らなければならないルール」を伝えること。
- (3) 品種育成者権侵害の事例が発生した際には、育成者の指示に従い、必要な調査に協力すること。

＜実施義務1＞ 取り扱う商品に適切な品種表示がなされていることを確認してください。資料②

＜実施義務2＞ 販売先に応じ、資料④「家庭菜園・一般消費者向け説明」や資料⑤「果実生産者・農業者向け説明」を提供してください（これらは品種表示のQRコードでも確認できます。そのことをお伝えいただける場合は、紙面等での提供は必須ではありません）。資料④、資料⑤

＜実施義務3＞ 育成者権侵害の事例が発生したとき、育成者権者が実施する調査に協力できるよう、種苗の販売先を記録しておいてください。

3. 研究会入会について

責務・義務を履行し、適切な果実生産がなされるよう、正会員または準会員として入会してください。

種別	要件	入会金	年会費	商標使用料（資料③参照）
正会員	正会員になることを希望する者、及び、「よつぼし」の種子生産事業者	5,000 円	50,000 円	原則、該当しない 商標の利用を希望するときは、資料③「よつぼし商標の使用許諾の手続き方法」を参照。
準会員	正会員でない種苗事業者	5,000 円	8,000 円	

継続会員は入会金不要。年会費は令和4年4月1日から適用。

【類型Cの遵守事項説明】

1. 対象者：自ら品種表示を行う（類型A）ことがない種苗事業者で、販売先の全てが、家庭菜園・一般消費者の場合（果実生産者や他の種苗事業者が含まれない場合）

2. 求められる責務と義務

- (1) 自ら品種育成者権侵害を犯さないこと。
- (2) 品種育成者権が侵害されないよう、種苗の販売先に対し「守らなければならないルール」を伝えること。
- (3) 品種育成者権侵害の事例が発生した際には、育成者の指示に従い、必要な調査に協力すること。

＜実施義務1＞ 取り扱う商品に適切な品種表示がなされているか確認してください。資料②

＜実施義務2＞ 販売先に、資料④「家庭菜園・一般消費者向け説明」を提供してください（これは品種表示のQRコードでも確認できます。そのことをお伝えいただける場合は、紙面等での提供は必須ではありません）。 資料④

＜実施義務3＞ 育成者権侵害の事例が発生したとき、育成者権者が実施する調査に協力できるよう、種苗の販売先を記録しておいてください。

3. 研究会入会について

責務・義務を履行するため、正会員、準会員または一般会員として入会してください。

種別	要件	入会金	年会費	商標使用料（資料③参照）
正会員	正会員になることを希望する者、及び、「よつぼし」の種子生産事業者	5,000 円	50,000 円	原則、該当しない 商標の利用を希望するときは、資料③「よつぼし商標の使用許諾の手続き方法」を参照。
準会員	正会員でない種苗事業者	5,000 円	8,000 円	
一般会員	要件を設けない	なし	なし	

継続会員は入会金不要。年会費は令和4年4月1日から適用。

資料②:品種表示ルール

「よつぼし」の種苗販売に係る品種表示のルール（種苗事業者向け）

このルールは、「よつぼし」の種苗（鉢植え株等を含む）の販売や広告を行う事業者が、種苗法に基づく品種表示義務と品種育成者権者の指示を履行するため、必要な事項を定める。

1. 種苗販売に使用する包装容器（種子袋、苗の出荷箱等）、鉢植えラベル、カタログや広告等の適切な位置に、次の4項目全てを、分かりやすく表示すること。

- (1) 品種名：よつぼし
- (2) 品種登録番号：25605
- (3) 遵守事項

「よつぼし」利用の遵守事項

1. 種苗・ランナー等の海外持ち出し禁止
2. 種苗・ランナー等の他者への譲渡禁止
3. 自家増殖を行う場合、「育成機関
公表資料」を確認すること。



<https://seedstrawberry.com/custom14.html>

（表示例：軽度のアレンジを認める）

(4) 商標ロゴ



<捕捉>

- ・ これら4項目は、別々の位置に表示することもできる（例えば、ラベルの表面と裏面に分ける）。
- ・ 商標ロゴの表示をもって品種名の表示と兼ねることができる。一方、品種名の標準文字表示では商標ロゴの表示を省略することはできない。
- ・ 商標ロゴの一色刷（二色表示）も認める。

2. 商標ロゴを使用するため、一般社団法人種子繁殖型イチゴ研究会が指定する所定の手続きを行うこと（資料③「『よつぼし』商標の使用許諾の手続き方法」参照）。

3. 種苗の販売先に応じ、資料④「一般消費者向け説明」、または、資料⑤「果実生産者向け説明」を提供すること（これらは品種表示のQRコードでも確認できる。そのことを伝達すれば、必ずしも紙面等での提供を要しない）。

4. 品種の利用と種苗の流通状況について、育成者権者が実施する調査に協力すること（育成者権者から委託を受けた者を含む）。

資料③:商標使用の手続き

「よつぼし」商標の使用許諾の手続き方法
商標(登録第 5979798 号)

<対象>

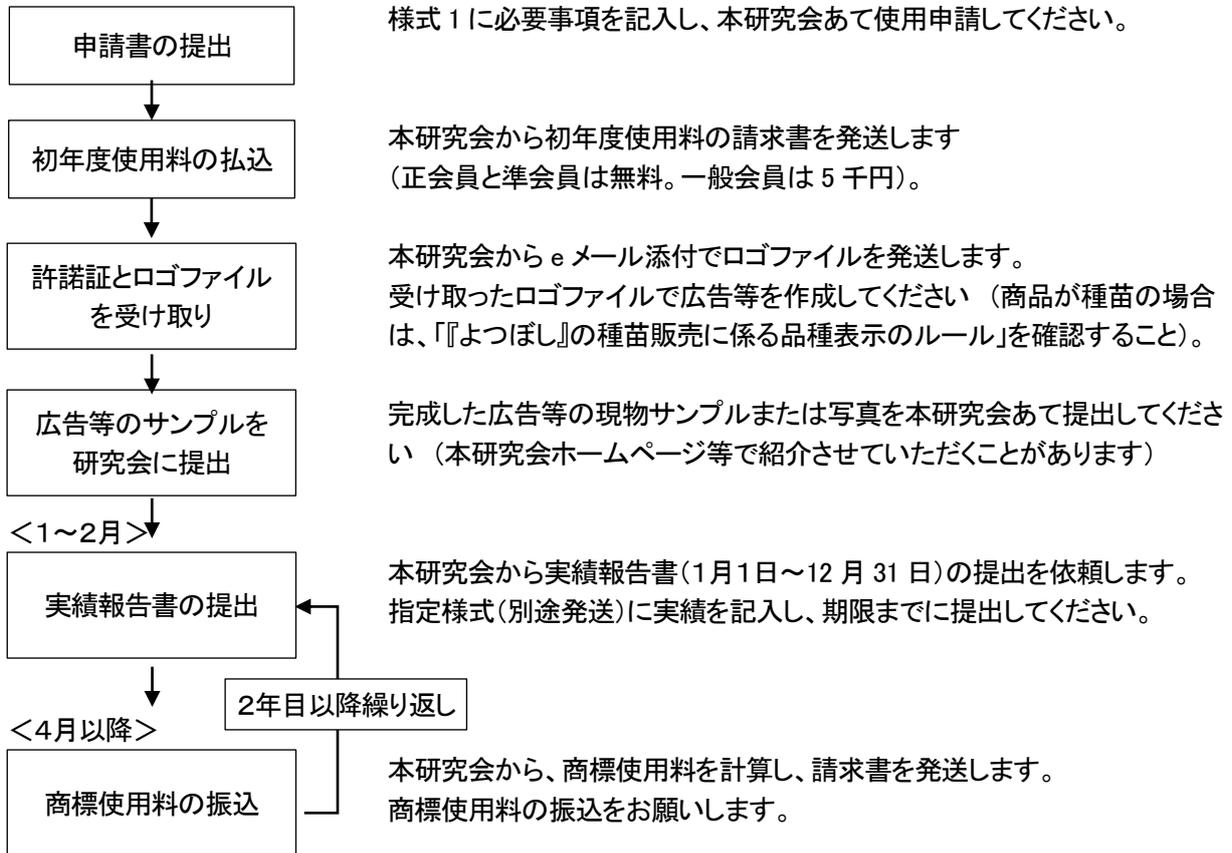
- ・「よつぼし」の種苗、鉢植え株等には、不正な種苗と区別するため、必ず、この商標ロゴを使った品種名表示を行ってください（種苗事業者は正会員または準会員として入会のこと）。
- ・「よつぼし」の果実販売や加工品（ジャム等）の販売でも、品種ブランド向上のため、この商標ロゴを使うことをお勧めします（一般会員として登録をお勧めします。会費無料）。

<用途> 広告、カタログ、インターネット販売サイト、種苗包装資材、鉢植えラベル、果実販売資材、加工品容器等（以下、広告等という）を作成する際に、「よつぼし」の商品名を表示するため使用します。

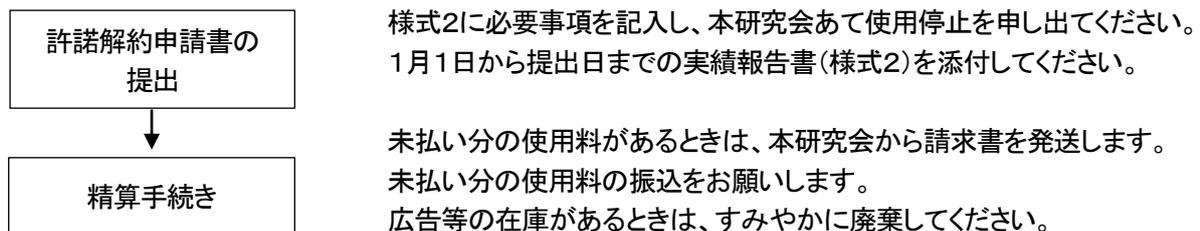
（参考）本研究会が作成したシール・ラベルを購入するだけ。あるいは、既に商品名表示してある商品を転売するだけのとき、軽微な店頭ポップ等は、この商標使用許諾手続きは必要ありません。

【手続き】

<商標使用の開始時>



<商標使用を止めるとき>



【商標使用料の計算方法と支払い額】

➤ 加工品のみで使用する方

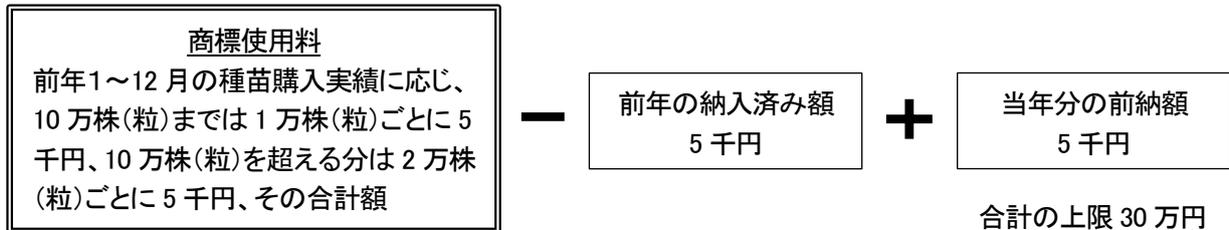
別途協議（利用規模に応じ、果実等での利用実態と比較勘案し、個別に決定する）。

➤ その他、種苗や果実の販売で使用する方

＜一般会員の場合＞

1年目：5千円

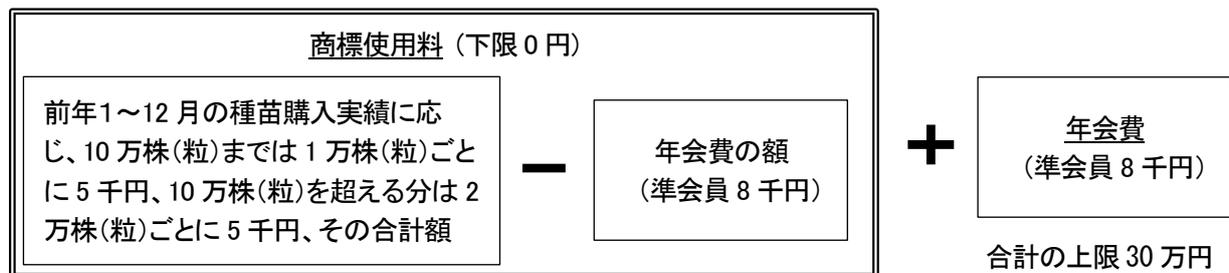
2年目以降



＜準会員の場合：年会費と一緒に支払う金額＞（商標使用料から年会費分を差し引くため一緒に請求）

入会年度：年会費8千円

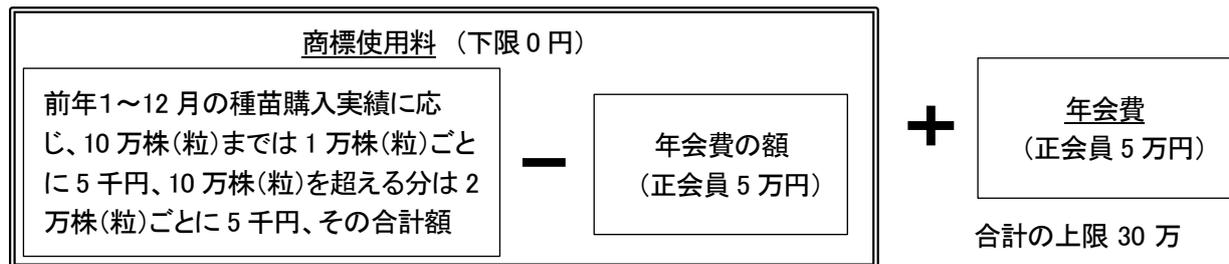
継続会員（2年目以降）



＜正会員の場合：年会費と一緒に支払う金額＞（商標使用料から年会費分を差し引くため一緒に請求）

入会年度：年会費5万円

継続会員（2年目以降）



※ 令和3年度から継続する正会員と準会員については、改めて、令和4年度以降の会員種別を選択していただきます（種苗事業者は、正会員か準会員かどちらか一方を選択可能）。

【注意事項】（加工品のみで使用する方は除く）

- ・ 実績報告では、①種苗の購入元の名称と数量、②ロゴを使用して作成した物品（ラベル、種子袋、カタログ、インターネットサイト等）の作成数、使用数、在庫数の報告を求めます。
- ・ 調査（育成者権者の指示による実態調査等）を実施する場合、①種苗事業者の場合は、種苗の販売先の名称と数量、②種苗の生産委託がある場合は、その委託先名称と出入りの数量を調査することがあります。これらについて記録を保管しておいてください。

「よつぼし」商標使用許諾申請書

(注) 研究会が作成したシール・ラベルを購入する場合や、既に商標が表示されている商品を転売するだけの
場合、本申請は必要ありません。

		記入日	年 月 日
会員番号		会員種別	
申請者名			
メールアドレス			
担当者名			
住所	〒		
電話		FAX	
対象商品 (該当するもの全てにチェック)			
<input type="checkbox"/> 「よつぼし」の果実 <input type="checkbox"/> 「よつぼし」の種苗 <input type="checkbox"/> 「よつぼし」を使ったジャム等(簡単な加工品) <input type="checkbox"/> その他、加工品			
用途 (該当するもの全てにチェック、該当ない場合は最も近いもの)			
<input type="checkbox"/> 広告・カタログ <input type="checkbox"/> インターネット販売サイト <input type="checkbox"/> 種苗の包装資材(種子袋、出荷箱等) <input type="checkbox"/> 鉢植え株やプランター植え株の表示ラベル <input type="checkbox"/> 果実の包装資材(ラップフィルム、出荷箱、シール等) <input type="checkbox"/> その他 ()			
確認事項 (確認後、□にチェック)			
<input type="checkbox"/> 商標の使用に当たって、法令、育成者権が定める遵守事項、その他の遵守事項を守ります。 <input type="checkbox"/> 次ページ「付属書」を確認し、必要事項を記入しました。			
<その他特記事項> 			

<注意>

原則として、連絡はe-メールを使います。普段、e-メールを使用されない方は、「その他特記事項」に「FAX連絡希望」または「郵送連絡希望」等ご記入ください。

会員番号と会員種別は、非会員の場合又は入会手続き中の場合、記入不要。
申請者名は、法人の場合、法人名。個人の場合、個人名を記入してください。

日本語入力で、「チェック」と入力すると、☑に変換できます。

「よつぼし」商標利用許諾申請に係る付属書

A【申請時の実績確認】

1. 前年(1月1日～12月31日)の種苗購入実績(入手元情報)を記入してください。

<種苗購入実績>

月日	購入元事業者名	種苗形態	単位	個数	株(粒)数 単位×個数
合 計					0

(記入例)

種苗形態:種子、セル苗、鉢植え株 等

単位:1000粒入り種子袋→1000、406穴セルトレイ→406、鉢植え株→1 等

B【商標ロゴ使用計画】

作成する物品等の名称	予定数			特記事項
	作成数	使用数	繰越数	

原則、作成した物品等を第三者に譲渡し、使用させることはできません。

(記入例)

作成する物品等の名称:ラベル、シール、種子袋、出荷箱、カタログ、インターネットサイト等

予定数:現時点での作成予定数、使用予定数、次年度への繰越予定数

C【ロゴを使用して作成した物品等について】

この申請が承認された後、ロゴのファイルを送ります。

ロゴを使って作成した物品(ラベル、種子袋、出荷箱、カタログ、インターネットサイト等)の写真または現物を1部提出してください。

提出いただいた写真等は、使用事例として公開することがあります。

<その他特記事項>

<その他特記事項>

様式2

「よつぼし」商標使用の許諾解約申出書

一般社団法人種子繁殖型イチゴ研究会長 様

「よつぼし」商標の使用を停止することを申し出ます。

1. 届け出までの実績報告を添付します。
2. 本申請書提出日以降、商標を使用した広告等は使用せず、在庫がある時は、この申出書が受け付けられたことを確認した後にすみやかに処分します。

記入日	年 月 日	会員番号	
会員名			
メールアドレス			

<その他、連絡事項> (自由記載)

--

資料④:一般消費者向け説明(よつぼし品種利用ルール)

「よつぼし」の苗・鉢植え株等をご購入の方へ(一般消費者・家庭菜園向け説明)

「よつぼし」は、種子繁殖の品種ですが、従来のイチゴと同様にランナー増殖(株からツルが伸び、その先にできる子苗で増やす方法)することも可能です。このようなランナー増殖した株等の取扱いについて、次の点にご注意ください。

1. <他人への譲渡禁止>

ランナー増殖した株を他人に譲渡することは、有償・無償を問わず、種苗法違反になります。懲役・罰金や損害賠償の対象になることがあるのでご注意ください。

2. <家庭内での利用について>

「よつぼし」の場合、ランナー増殖した株を自分の家庭内で利用することが認められています。その条件が、次の枠内のとおり、品種育成者から示されているので確認してください。

3. <種子と商標ロゴについて>

「よつぼし」の果実から採れる種子は「よつぼし」ではありません(親子でも性格が異なるように)。このようなまがい物と区別するため、正当な「よつぼし」の種苗や株には商標ロゴを表示してあるので、ご確認ください。



(縦書き・横書きあり)

種子繁殖型イチゴ品種「よつぼし」の自家用の栽培向け増殖に係る許諾手続きについて

三重県、香川県、千葉県および農研機構(以下、育成機関という)が共同で育成した種子繁殖型品種「よつぼし」(品種登録第25605号、以下、本品種という)の自家用の栽培向け増殖については、以下の許諾条件を遵守することにより無償で許諾するものとし、手続きを不要とします。

ただし、自家用の栽培向けに栄養増殖(ランナー増殖等)を行った種苗を他者へ譲渡(有償・無償に関わらず)することはできませんのでご注意願います。また、「よつぼし」はF1品種であり、「よつぼし」の果実から採れる種子は、「よつぼし」とは特性が異なり、増殖に用いることはできません。

<遵守すべき許諾条件>

- ① 種苗、ランナーおよび株(果実以外の植物体の一部を含む)を海外に持ち出さないこと。
- ② 栄養増殖(ランナー増殖等)は自家用の栽培向けに限るものとし、増殖した種苗を有償・無償に関わらず第三者に譲渡しないこと。
- ③ 栄養増殖(ランナー増殖等)した種苗のうち自己の農業経営に用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄すること。なお、継続して利用する場合でも、種苗の更新を2年に1度以上は行うこと。
- ④ 本品種の利用に関連する書類やほ場ならび自らの情報について、必要に応じて育成機関が調査することを認め協力すること。
- ⑤ その他本許諾に係る事項について育成機関の指示に従うこと。

なお、種苗は必ず育成機関の許諾を得て本品種の種苗を正当に生産、販売している事業者から入手して下さい。また、遵守事項について、重大な違反を犯した場合、育成機関は本許諾を取り消しできるものとします。

「よつぼし」を栽培する果実生産者・農業者の方へ(果実生産者向け説明)

「よつぼし」は、種子繁殖のイチゴ品種で、持ち運びやすい種子は海外流出のリスクが高く、一方で、従来のイチゴ品種と同様にランナー増殖が容易で、無断増殖を誘発し易いという特徴があります。そのため、他の品種にも増し、育成者権が侵害されないよう、守らなければならないルールを広く知っていただく必要があります。ここに、「よつぼし」を果実生産利用するうえで、守らなければならないルールをまとめましたので、品種育成者権の侵害がないようご協力ください。

1. 求められる責務のポイント

- (1) 品種育成者権を侵害しないこと。
- (2) 品種育成者権侵害の事例が発生したとき、育成者の指示に従い、必要な調査に協力すること。

2. 品種育成者権を侵害しないために

(1) 正当な種苗の利用

- ・栄養繁殖(ランナー増殖)した種苗の販売は認められていません。
- ・「よつぼし」の果実から採れる種子は、親子でも性格が違いうように、「よつぼし」ではありません。「よつぼし」の種子は、許可を受け、特定の母親と父親を交配しなければ生産することはできません。
- ・正当な種苗には、品種名、品種登録番号、商標ロゴ、遵守項目が表示されています。右図の商標ロゴが表示されていることをご確認ください。



(2) 種苗等の海外持ち出し禁止

「よつぼし」は、果実を除く全植物体(種子、苗、株、ランナー、花粉、組織等一切の遺伝資源)の海外への無断持ち出しが禁止されています。自ら持ち出さないだけでなく、持ち出す人に譲渡することもできません。

(3) 種苗等の第三者への無断譲渡の禁止

- ・栄養繁殖株(ランナー増殖株)は、他人への譲渡が一切禁じられています。有償譲渡だけでなく、無償譲渡でも種苗法違反になります。懲役・罰金や損害賠償の対象になることがあるのでご注意ください。
- ・購入した種苗のうち余った種苗や鉢植え・プランター植えにした株を販売することは、種苗事業者に該当します。詳しくは、「5. その他注意事項」を確認してください。

3. 自家栽培用のランナー増殖について

「よつぼし」の場合、次の枠内に示す育成者権者の指示を履行することで果実生産者(農業者)が自らの経営内で行うランナーが認められています。特に手続きを必要としないので、枠内に示された内容を十分に確認し、遵守してください。

種子繁殖型イチゴ品種「よつぼし」の自家用の栽培向け増殖に係る許諾手続きについて

三重県、香川県、千葉県および農研機構（以下、育成機関という）が共同で育成した種子繁殖型品種「よつぼし」（品種登録第 25605 号、以下、本品種という）の自家用の栽培向け増殖については、以下の許諾条件を遵守することにより無償で許諾するものとし、手続きを不要とします。

ただし、自家用の栽培向けに栄養増殖（ランナー増殖等）を行った種苗を他者へ譲渡（有償・無償に関わらず）することはできませんのでご注意願います。また、「よつぼし」は F1 品種であり、「よつぼし」の果実から採れる種子は、「よつぼし」とは特性が異なり、増殖に用いることはできません。

<遵守すべき許諾条件>

- ① 種苗、ランナーおよび株（果実以外の植物体の一部を含む）を海外に持ち出さないこと。
- ② 栄養増殖（ランナー増殖等）は自家用の栽培向けに限るものとし、増殖した種苗を有償・無償に関わらず第三者に譲渡しないこと。
- ③ 栄養増殖（ランナー増殖等）した種苗のうち自己の農業経営に用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄すること。なお、継続して利用する場合でも、種苗の更新を 2 年に 1 度以上は行うこと。
- ④ 本品種の利用に関連する書類やほ場ならび自らの情報について、必要に応じて育成機関が調査することを認め協力すること。
- ⑤ その他本許諾に係る事項について育成機関の指示に従うこと。

なお、種苗は必ず育成機関の許諾を得て本品種の種苗を正当に生産、販売している事業者から入手して下さい。また、遵守事項について、重大な違反を犯した場合、育成機関は本許諾を取り消しできるものとします。

4. 研究会入会について

正会員または一般会員として入会することを推奨します。

ただし、一般会員については、現在開発中のWEB受け付けシステムが完成するまで、受付を保留することがあります。

種別	要件	入会金	年会費	商標使用料（資料②参照）
正会員	正会員になることを希望する者、及び、「よつぼし」の種子生産事業者	5,000 円	50,000 円	原則、該当しない 商標の利用を希望するときは、「5. よつぼし商標ロゴの使用について」を参照。
一般会員	要件を設けない	なし	なし	

継続会員は入会金不要。年会費は令和 4 年 4 月 1 日から適用。

5. よつぼし商標ロゴの使用について

よつぼし商標ロゴは、種苗への表示を必須としていますが、その他、果実を販売する際のラップフィルムや出荷箱、ジャム等加工品ラベル等にもご利用いただけます。商標ロゴの使用方法には、次の2つの方法があります。

(1) 本研究会が作成したシール・ラベルを購入する方法

本研究会ホームページ「種子繁殖型イチゴ研究」に「よつぼしシール・ラベル」を紹介しています。ご参照ください。 <https://seedstrawberry.com/>

(2) 商標ロゴ使用許諾を受ける方法

「資料③：商標使用手続き方法」を参照してください。商標を使って、ラップフィルムや出荷箱等を作成していただくことができます。

6. その他注意事項

(1) 苗生産を委託するときの注意事項

- ・栄養繁殖（ランナー増殖）の委託は認められません。
- ・委託先に、品種利用に係わる遵守事項を説明してください（①海外持ち出し禁止。②第三者への種苗譲渡禁止。③育成者権者の調査への協力）。
- ・書面による受委託契約を締結し、遵守事項に違反することがないように委託先に誓約いただくとともに、委託先に違反があった際には、委託元も責任を持って共同して対処することを明記してください。
- ・委託先で生産された種苗は、全量、委託元が引き取ってください。不発芽や枯死株数についても把握するよう努めてください。

(2) 余った苗を鉢植え・プランター植え等で販売するときの注意事項

- ・農業経営内でランナーによる自家増殖を行った場合には、増殖苗を販売できないのに加え、余り苗が実生由来であっても販売することはできません。
- ・鉢植え・プランター植え株には、種苗と同様に、品種表示が必要です。本研究会が分譲しているラベルには品種表示がされているので、これを購入し使用してください（「5. よつぼし商標ロゴの使用について」の項を参照）。
- ・このような行為は原則として、種苗事業者に該当します。種苗事業者の責務として、販売先に対し遵守義務を履行していただく必要があるため、インターネット販売は控えていただきますようお願いいたします。